

使用済燃料中間貯蔵施設に関する
調査検討特別委員会会議録
(第1回審査)

(令和3年7月15日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会
(第1回審査)

○開会の日時 令和 3年 7月15日(木) 午前10時00分開議
午前11時38分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (22人)

委員長	富岡幸夫	副委員長	佐々木 肇
委員	佐藤 武	委員	工藤 祥子
”	杉浦弘樹	”	東 健而
”	野中貴健	”	佐賀英生
”	斉藤孝昭	”	山本留義
”	富岡直哉	”	村中浩明
”	鎌田ちよ子	”	住吉年広
”	白井二郎	”	濱田栄子
”	佐藤広政	”	岡崎健吾
”	原田敏匡	”	佐々木隆徳
”	浅利竹二郎	”	大瀧次男

○欠席委員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎
副	市長	川西伸二
教	育長	阿部謙一
公	営企業管理者	村田尚
総	務部長	吉田真
総	務部理事市長公室長	千代谷賀士子
企	画政策部長	松谷勇
財	務部長	吉田和久
財	務部税務調整監 政策推進監	樋山政之
民	生部長	杉澤一徳

福祉部部長 健康づくり推進部長	藤島 純
健康づくり推進部長	中村 智郎
子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	菅原 典子
経済部長	立花 一雄
都市整備部長	中里 敬
建設技術部長	小笠原 洋一
川内庁舎所長	木下 尚一郎
大畑庁舎所長	伊藤 大治郎
脇野沢庁舎所長	工藤 和彦
会計管理者	野藤 賀範
教育部長	角本 力
上下水道局長 民生部理事	中村 久
総務部政策推進監 総務課長	野坂 武史
企画政策部政策推進監 健康づくり推進部副理事	小田 晃廣
総務部総務課総括主幹	葛西 信弘
総務部防災安全課長	古屋敷 均
財務部財務課長	石橋 秀治
財務部財務課資金企画室長	菊池 円
財務部税務課長	飯田 啓太郎
財務部財務課主幹	立花 幸一
総務部総務課主任主査	畑中 佳奈
企画政策部エネルギー政策課 主任主査	佐藤 純也

○事務局出席者

事務局長	佐藤 孝悦	次長	中野 敬三
総括主幹	櫻田 誠	主幹	堂崎 亜希子
主任主査	井田 周作	主任	浜端 快

(午前10時00分 開議)

○委員長(富岡幸夫) ただいまから本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は22人で定足数に達しております。

本日の審査は、むつ市使用済燃料税に関する協議状況について、前回報告を受けました3月19日以降の経過と現状について確認するほか、本委員会の調査事項にありますとおり、これより先、使用済燃料中間貯蔵事業全般について議論が及ぶ可能性を踏まえ、まずはこれまでの市と使用済燃料中間貯蔵事業に関する経緯及び現状について確認し、質疑応答を行うこととします。

審査に入る前に、ここで市長からご挨拶があります。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) 皆さん、おはようございます。本日は、特別委員会の招集をいただきまして誠にありがとうございます。大瀧次男議長、富岡幸夫委員長、佐々木肇副委員長をはじめ議員の皆様には心から感謝を申し上げたいと存じます。

本委員会での議論を通じ、中間貯蔵の在り方について議論を深めていくことは、むつ市及びむつ市民の皆様にとって非常に重要なことであると考えております。市にとって、ありとあらゆる事業は、市民の皆様の豊かさを実現するために実施するべきものと考えております。中間貯蔵事業も例外ではなく、豊かさの根幹である財政再建のために誘致がなされたものであります。

一方で、当初描いていたスケジュールや事業の在り方そのものが、時が進むにつれて変遷を重ね、立地当時の当事者の多くが去る中で、当初の志や地域への思いも薄らいできたような感覚もあります。とりわけ東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故が核燃料サイクル事業そのものに与えたインパクトは、国民理解の観点から非常に重大なものであって、中間貯蔵事業を地域として担う私たちの負担も増大をしております。

こうした中であって、本年4月の東京電力ホールディングス株式会社及びリサイクル燃料貯蔵株式会社の説明において、立地協定の前提となる事項について揺らいでいる発言がありました。また、両社とは関係のない他社や電気事業連合会が、私たちの理解や合意なく、中間貯蔵事業について、むつ中間貯蔵と勝手に名称を付して、事業の内容の変更を迫るような動きもありました。私たちは、今こそ結束をし、こうした動きに対して毅然とした対応を重ね、地域としてその未来を担う決定を自らの意思ですべきときだと考えております。

本特別委員会の議論に当たっては、市当局としてしっかりとした形で情報

を開示して、議員の皆様の質問に向き合ってまいります。既に御議決いただいております新税も含めて、むつ市の50年先の未来を見据えた非常に重要な特別委員会と認識をしております。誠意を持って対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、私からの冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○委員長（富岡幸夫） これで市長の挨拶を終わります。

これより審査を行います。審査の方法についてお諮りいたします。本日の審査方法につきましては、会議規則第116条ただし書の規定により、理事者の説明は一括で受けるものの、質疑については、使用済燃料中間貯蔵事業に関する経緯と現状についての部分と、むつ市使用済燃料税に関する進捗についての部分とで区分し、それぞれの区分において、使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会における審査時と同様、1人3回までとしたいと思いますが、このことについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、本日の審査における質疑の回数については、使用済燃料中間貯蔵事業に関する経緯と現状についての部分と、むつ市使用済燃料税に関する進捗についての部分とで区分し、それぞれの区分において1人3回までとすることに決定いたしました。

それでは、理事者の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） 使用済燃料中間貯蔵施設に関する立地協定及び貯蔵計画並びに安全協定及び事業開始に向けた今後の工程等について、資料の「使用済燃料中間貯蔵事業に関する経緯と現状について」に基づいてご説明をいたします。エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市のホームページに資料を掲載しておりますので、御覧をいただきたいと存じます。

初めに、中間貯蔵施設の概要とこれまでの経緯についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。中間貯蔵施設の概要です。リサイクル燃料貯蔵株式会社が事業主体となって運営する施設であり、この施設は東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社の原子力発電所から発生する使用済燃料を乾式貯蔵方式で50年間、最終的には5,000トン貯蔵する施設となっております。現在は3,000トンの貯蔵容量を有する1棟目を建設中であり、その後2棟目を建設する計画となっております。

3ページをお開き願います。貯蔵量の推移のイメージです。当初の計画では、事業開始後10年から15年で1棟目の貯蔵容量を3,000トンに達するペースで使用済燃料を搬入。年間では200トンから300トンの搬入計画となっております。

ります。1棟目が貯蔵容量に達した後は2棟目に搬入することとなり、最終的には全体で5,000トンとなり、事業開始後40年目までに搬出の協議を行うこととなっております。

4ページをお開き願います。中間貯蔵施設の誘致表明と背景事情です。平成12年の原子炉等規制法の一部改正の施行により、原子力発電所の敷地外において使用済燃料の貯蔵が可能となり、これを受け、同年11月にむつ市議会全員協議会への説明を経て、東京電力株式会社へ中間貯蔵施設の立地可能性調査を依頼しました。その後、市内各地での住民説明会の開催や立地可能性調査報告、むつ市議会調査特別委員会による議論を経て、平成15年のむつ市議会第176回定例会において、調査特別委員会委員長より「立地は可能である」との報告を踏まえ、杉山元市長が施設の誘致を表明し、東京電力株式会社への立地要請に至りました。

5ページをお開き願います。誘致に至った背景事情です。当時事業者が抱えていた課題として、使用済燃料の貯蔵場所について、貯蔵プールだけでは将来的に足りなくなり、発電所の運転に支障を来すおそれがありました。一方、むつ市は、当時財政再建団体への転落が危惧されるなど、危機的な財政状況という課題を抱えておりました。こうした中間貯蔵施設のむつ市立地により、事業者としては貯蔵場所を確保できること、市としては国の交付金を獲得できることがそれぞれのメリットとなり、誘致に至りました。

6ページをお開き願います。実質収支と電源立地地域対策交付金の推移です。平成21年度まで長期にわたって赤字決算が続き、非常に苦しい財政状況となっておりますが、交付金の活用と財源対策により改善し、平成22年度に黒字化を果たし、以降継続しております。

7ページをお開き願います。中間貯蔵事業に対する理解活動です。市民説明会や施設見学会で多数の市民の皆様にご理解を深めていただくとともに、専門家会議や懇話会で事業に対する審査や意見聴取を行っております。

8ページをお開き願います。説明会でいただいた市民の皆様のご意見として代表的なものとなります。「永久貯蔵になるのではないか、50年後に確実に搬出されるのか」とのご意見に対し、事業者からは「貯蔵期間は50年間とし、操業後40年目までに搬出について協議する」との回答がありました。また、「40年目までに何を協議するのか」とのご意見に対し、事業者からは「50年目までに全量搬出するための搬出スパンや搬出量などを協議する」との回答がありました。その他、地域密着の事業とするため市に新会社を置くこと、事業者として地域振興について一生懸命考えていくといった説明がありました。

9ページをお開き願います。市議会に設置されました調査特別委員会の状況です。委員会では、事業者からの立地可能性調査や事業概要の説明、専門家会議及び懇話会の報告内容等を踏まえて審議が行われ、最終的に平成15年のむつ市議会第176回定例会において、「立地は可能である」との表現で本委員会の最終調査結果とするとの委員長報告があり、採決により賛成多数で了承となりました。

10ページをお開き願います。立地協定の締結です。まず、協定締結の前提となりました東京電力株式会社から平成16年に提示を受けた事業計画についてです。事業主体については、新たに貯蔵管理会社を設立して事業を進めることとされており、事業開始時期は2010年までにできるだけ早い開始を目指すこととされておりました。また、最終的な貯蔵量は5,000トン、貯蔵期間は50年間、搬出は事業開始後40年目までに協議することとし、使用済燃料の搬入予定量は年間200トンから300トン程度という計画になっております。

11ページをお開き願います。事業計画を前提として使用済燃料の貯蔵期間や品質保証体制の構築を規定した協定書を青森県、むつ市、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社の4者により締結をしております。

12ページをお開き願います。事業許可及び施設の建設開始についてです。平成17年に立地協定、同年11月に東京電力株式会社と日本原子力発電株式会社の共同出資により、リサイクル燃料貯蔵株式会社が設立、その後平成22年に事業許可、同年8月に中間貯蔵施設の建設工事に着手いたしました。

13ページをお開き願います。建屋の建設工事が進んでいた中で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響や新規制基準の概要です。使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則が平成25年に施行され、過酷事故を防止するために従来の基準が強化されております。追加の設備や運用方法が設けられたもの、新たな国のガイドラインに基づき再評価されたもの、新たに設備と運用の規制が設けられたものなど多数あり、安全な事業実施のための基準が厳しくなっております。

14ページをお開き願います。事業開始時期の延期についてです。平成23年3月に東日本大震災の影響により工事を休止した後、工事を再開し、平成25年8月に貯蔵建屋が完成しましたが、工事を休止した影響や新規制基準の施行と審査状況により、事業の開始時期の延期が7回繰り返されることとなりました。本来であれば、平成22年に稼働する予定でしたが、現在も事業開始に至っておりません。延期が繰り返されることについて市長から、「当たり前のように延期が繰り返されることには深い憂慮を覚える。事業開始のスケジュールが守られないということは、その都度、立地地域や国との信頼関係に

傷がつくことになる」、また「確実な目標を示すまでは、地域との約束がない状態ということを重く自覚していただきたい」といったことを事業者にお伝えしております。

15ページをお開き願います。事業者から伺っている現在の審査状況と今後の工程についてです。現在は、新規制基準の対応中となっております。事業変更許可は取得済みですが、現在設工認の認可の取得に向け、審査に対応している状況です。認可の取得後は、安全対策工事や使用前検査を経て、地域住民の安全確保と環境保全を図るための地域と事業者による安全協定を締結し、事業開始を目指すこととなっております。

16ページをお開き願います。新税の検討経緯についてです。平成20年5月に宮下前市長が検討を開始しましたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、検討を中断しておりました。しかし、審査の進捗状況から事業開始を見据え、令和元年8月に検討を再開し、むつ市使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会での審査を経て、税条例の可決成立に至っております。協議状況につきましては、この後新税検討プロジェクトチームからご説明をさせていただきます。

17ページをお開き願います。新税の検討プロセス及び概要についてです。先進自治体の視察を経て、条例案の素案を検討するとともに、希望のまちづくり市民のつどいの実施により、市民の皆様のご協力を得て、財政需要及び税率案の検討を行ってまいりました。また、元総務大臣の増田寛也氏及び北海道大学法学研究科の米田雅宏氏に地方自治と行政法の観点から意見聴取を行い、当市の独自課税の取組の正当性を評価いただいております。こうした丁寧かつ透明性の高い検討プロセスを経て、成立に至ったものと認識しております。

18ページをお開き願います。昨年12月の国及び電気事業連合会からの共同利用の検討に着手したいとの申入れについてです。電気事業連合会から、「むつ中間貯蔵施設の共同利用の検討に着手したいと考えている。地元のご了解と安全確保が大前提。現時点で個社の共同利用を確定するものではなく、今後検討を進めていきたいと考えている」との発言がありました。また、経済産業省から、「新たな選択肢を検討することは、核燃料サイクル政策を推進する上で大きな意義がある。国としても主体的に取り組んでいく」との発言がありました。市長からは、「一方的に霞が関や大手町の決定を私たちに押しつけるかのようなことはあってはならない。共同利用の議論の前提として中間貯蔵事業そのものへの懸念を持っている」とした上で、「これらの懸念事項が解決されない以上、共用化ありきの議論はできない。国からしっかり

とした回答をまずはいただきたい」とお伝えしております。なお、現在までに国からの回答の打診等はございません。

以上、中間貯蔵施設の概要とこれまでの経緯でございます。

続きまして、現状確認として事業者からの報告内容についてご説明をいたします。

20ページをお開き願います。本年4月に事業者から使用済燃料搬入計画や電気事業連合会の申入れ及び新税について報告がありました。

21ページをお開き願います。立地協定締結時の事業計画に対する考え方についてです。東京電力ホールディングス株式会社からは、「最終的な貯蔵量5,000トンについては、現在確定的な計画などを示すことはできないが、計画を変更する状況にはない」、一方で「毎年200トンから300トンという搬入計画については、当座の状況として計画どおりの搬入は困難な見通しであるが、現時点で具体的な数値を現実的な計画としてお示しできる状況にはない」との説明がありました。市といたしましては、事業者自身が自社の事業見通しを示せない状況にある。また、こうした重要案件をこちらの要請に応える形で報告するのは無責任との見解を持っております。

22ページをお開き願います。昨年12月の電気事業連合会による共用化の検討着手についてです。東京電力ホールディングス株式会社からは「共用化ありきでもなく、スタートにすら立つ前」、またリサイクル燃料貯蔵株式会社からは「むつ市や青森県の皆様との長い歴史や経緯があつて、立地協定という大事な約束がある。地元の了解が得られることがまず大前提」との説明がありました。市といたしましては、事業者の立場や考え方は理解するが、両社が自ら事業そのものをどう考えていくか、主体的に対応してもらいたいという見解を持っております。

23ページをお開き願います。輸送計画及び貯蔵計画の整合性についてです。リサイクル燃料貯蔵株式会社が原子力規制委員会に届出している使用済燃料の貯蔵計画では、2021年度に1基貯蔵することになっております。一方、搬出元となる東京電力ホールディングス株式会社が公表している使用済燃料の輸送計画では、2021年度の搬出はゼロになっております。事業者からは、「事業開始時期を見極められた段階で貯蔵計画、輸送計画ともに変更され、整合が図られるものである」との説明がありました。市といたしましては、世間に対して極めて分かりにくい。それぞれの整合を時点、時点で取っていくことは重要であり、両社の責務という見解を持っております。

24ページをお開き願います。事業開始時期の明確な見通しについてです。リサイクル燃料貯蔵株式会社から、「工事計画について、当時の暫定目標で

ある2021年度は厳しいものになっている。具体的な工程の見通しが得られた時点で見直しを検討しなければならない」との説明がありました。市といたしましては、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の運転禁止措置がリサイクル燃料貯蔵株式会社の運営に影響がないという評価はできない。工事計画の2021年度という目標は達成が困難ではないかという見解を持っております。

25ページをお開き願います。むつ市使用済燃料税条例についてです。リサイクル燃料貯蔵株式会社からは、「今後細部を詰めるための協議を進めるに当たって、必要となる具体的な計画が現時点で東京電力ホールディングス株式会社等から示される状況にはない。ついては、計画が示されることを待った上で、改めて具体的な協議をさせていただきたい」との説明がありました。市といたしましては、減免協議に関しては議会で議決をいただいている条例に基づく協議である以上、市長の一存だけでは決められない。進められる部分は市としてしっかり進めていくことだと思っているという見解を持っております。

26ページをお開き願います。今後の論点のまとめとなります。立地協定締結時の事業計画については、早急に事業計画の見直しを行い、市や市議会に報告する必要がある。電気事業連合会による共用化については、まずは当事者としての考え方の整理が必要である。使用済燃料の貯蔵計画と搬入計画については、計画の整合性が図られるべきであり、その説明責任を両社が果たす必要がある。事業開始時期の見通しについては、実際の事業開始時期の見通しを早急に示す必要があり、このことは市の行財政計画にも関連する重大事項である。むつ市使用済燃料税条例については、担税力の根源は親会社にあるので、一体となって取り組むべきである。以上の論点が解消されなければ、事業全体の前進がないのではないかと懸念しており、市として事業者に対して、これらの論点の解消を求めてまいりたいと考えております。

使用済燃料中間貯蔵事業に関する経緯と現状についてのご説明は以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 続いて、財務部長。

○財務部長（吉田和久） それでは、むつ市使用済燃料税に関する進捗についてご報告いたします。

資料「むつ市使用済燃料税に関する進捗について」を御覧願います。エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市のホームページにて資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

1 ページ目を御覧願います。昨年3月にリサイクル燃料貯蔵株式会社が市議会に対し意見書の提出を通じて提示した4つの論点に関する協議状況につ

いてご説明いたします。

1点目、「事業開始時期を見極めた上での貯蔵計画等を踏まえた収支計画などをベースとした弊社の担税力に応じた税率であること」については、先ほど企画政策部長からの説明にありましてとおり、本年4月26日の報告において、リサイクル燃料貯蔵株式会社から事業開始時期の見極め、東京電力等の発電所の再稼働の見通しなどが定まらない中で、今後細部を詰めるために必要となる具体的な計画が東京電力等から示される状況にないため、それらが示されることを待った上で具体的な協議をさせていただきたい旨申出があったところでございます。

2点目、「事業内容を踏まえた合理的理由に基づく財政需要が対象であること」については、リサイクル燃料貯蔵株式会社より、全27事業について、中間貯蔵事業の遂行に起因して新たに生じる財政需要かどうか、また同社が負担する割合の設定について、一つ一つの事業について確認させていただきたい旨依頼があり、市として丁寧に説明を尽くしているところでございます。

3点目、「事業内容を踏まえた合理的理由に基づく課税項目であること」については、リサイクル燃料貯蔵株式会社より、受入れ、貯蔵を課税客体とすることについて、市が使用済燃料税を同社に課税する理由や根拠としている財政需要と密接に関連するものであり、財政需要の確認をさせていただきたい旨依頼があり、市として丁寧に説明を尽くしているところでございます。

4点目として、「青森県などの動向が見極められていること」については、仮に青森県が将来課税したとしても、地方税法の規定により過重負担となることは総務大臣の同意が得られないので、リサイクル燃料貯蔵株式会社が懸念する担税力を上回る事態は起こり得ないことであり、当市との協議の障害にはなっていないものと認識しております。

4つの論点に関しては、以上のような協議状況となっており、これまでの協議回数は29回となっております。この中で、先に協議を進めております項目は赤枠で囲んでおります2点目、財政需要に関する論点と、3点目、課税客体に関する論点であり、その協議内容についてご説明いたします。

2ページ目を御覧願います。まず、財政需要に関する協議内容についてご説明いたします。リサイクル燃料貯蔵株式会社のこれまでの見解として、新税を充てる財政需要は、中間貯蔵施設の立地に起因したものに限られるべきと考えており、事業ごとに弊社が負担すべき割合も異なるものと考えている。財政需要として提示されている事業のうち、産業振興や雇用創出の施策については、中間貯蔵施設の立地とは特段関係なく行われる行政上の施策である。高齢者福祉や学校関連施設の整備については、市民の福利厚生的な意味合い

が強いものと思われ、本来市民の間で広く負担されるべき性質のものと思料される。これらの財政需要を理由に課税することや負担率を他の事業と同一とすることは、応益課税の原則を超える過重な負担となるという意見と併せて、財政需要の個別事業について、中間貯蔵事業の起因性、負担する根拠などを理解するための質問事項59項目を提示されておりました。

これに対し市からは、財政需要については、リサイクル燃料貯蔵株式会社の立地に伴うメリットを市民の皆様が実感していただけるような各種施策を市が展開し続けるという前提に基づいている。新税を通じて行政が実施する産業振興や生活基盤の安定化などに資する施策を充実させることで、中間貯蔵事業受入れのメリットを市民の皆様が享受し、そのことが事業に対する理解と協力を得ることにつながるため、施設立地に伴い発生する新たな財政需要となっている。既に使用済燃料に課税している他自治体においても、当市と同様の施策を財政需要としていることを確認しており、既に前例があるとの説明とともに、リサイクル燃料貯蔵株式会社からいただいた質問事項59項目全てを回答しております。

こうした市の説明を受け、リサイクル燃料貯蔵株式会社からは、現在27事業のうち11事業について疑問点を確認した。残りの事業についても確認を進めていきたい。その過程において、事業費の多い事業など、あと1つ、2つの確認をすれば大体の考え方は整理できるものと考えている。どの事業も中間貯蔵事業に起因性があるという要素が存在することについて、お互いに歩み寄りながら協議を進めていきたいという見解を示されております。

3ページ目を御覧願います。次に、課税客体に関する協議内容についてご説明いたします。リサイクル燃料貯蔵株式会社のこれまでの見解として、参考とされた六ヶ所再処理事業には、受入れや貯蔵のほかに再処理に関わる主たる工程があり、再処理事業全体を対象として課税されているものと理解。中間貯蔵事業には、再処理事業にある工程がない中で同額を課税する根拠は何か。課税の根拠として説明を受けている財政需要が使用済燃料の受入れ、貯蔵とは関係なく生じるものであるときに、使用済燃料の受入れ、貯蔵を課税客体とすることについて、課税の合理性を説明することは困難に思われるとの見解を示されておりました。

これに対し市からは、受入れ行為、貯蔵行為を課税客体とすることについて、六ヶ所再処理施設における課税客体と変わるところがないため、その客観的事実のみを前例としている。中間貯蔵事業の安全性が極めて高いものだとしても、原子力関連事業という性質から、受入れ行為、貯蔵行為双方に対して、地域が万が一の事故の危険を負担しており、そのことへの理解と協力

を得るために、新税を通じて防災安全、民生安定、なりわい安定、共生対策を実施するという前提に基づいた財政需要であるとの説明をしております。

こうした市の説明を受け、リサイクル燃料貯蔵株式会社からは、現在条例として受入れと貯蔵への課税が決定しているという事実があるので、担税力や財政需要の議論と絡めて、受入れ、貯蔵、それぞれの税率の配分について協議していきたいという見解を示されております。

以上のように、市の考え方について一定の理解を示されるようになっていただき、論点解消に向け、着実に前進しているものと受け止めております。今後も引き続き論点解消に向けて、継続的に協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、国との関係につきましては、ご報告事項はございません。

むつ市使用済燃料税に関する進捗について、ご報告は以上でございます。

- 委員長（富岡幸夫） 質疑に入る前に、委員長からお願いがあります。質疑をされる委員は、挙手の上、議席番号をお知らせくださいますようお願いを申し上げます。また、質疑、答弁とも内容は簡潔とし、エフエムアジュールを聞いている方にも分かりやすいよう配慮を願います。

それではまず、使用済燃料中間貯蔵事業に関する経緯と現状についての説明に対し、質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。18番原田敏匡委員。

- 委員（原田敏匡） それでは、1点質疑させていただきます。

使用済燃料の搬入について、むつ市に搬入される使用済燃料はどこから来るものなのか質疑いたします。これまでは、報告にもあったとおり、柏崎刈羽原子力発電所が最も再稼働の可能性が高く、また搬入もまずはそこから行われると認識しておりましたが、現状把握している搬入元の地域と原子力発電所、また数量ベースをお伺いいたします。

- 委員長（富岡幸夫） 市長。

- 市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

現時点では、新潟県の柏崎刈羽原子力発電所から使用済燃料が搬入されるということになっておりまして、2021年度ですから今年度、12トンの計画があるというふうなことが工事計画上あります。ただ、このことは、東京電力が公表しました輸送計画の中では搬出がされないということになっておりますので、大いに矛盾している状況になっておりまして、その点については現時点でも是正がされていない状況であるというふうに認識してございます。

- 委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

- 委員（原田敏匡） 搬入についての現状、了解いたしました。搬入とくると、

次に搬出先について気になるところであるのですけれども、当初使用済燃料は六ヶ所村の日本原燃の再処理工場とは別に新設される工場である第二再処理工場に運ぶ想定であると説明を受けていたと記憶しています。しかし、現状、その新設構想は具体化はおろか、国のエネルギー基本計画等では第二再処理工場に関する記述はなく、搬出先として極めて非現実的なものと理解しています。

そこで、第二再処理工場というものが非現実的になる中で、搬出先についてはどのように理解すればよいのか、市長にお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

原田委員のおっしゃるとおりでありまして、ただ搬出先については、搬出先というか、搬出については立地協定上、これはなされるということは明らかであります。ただし、具体的にどこの場所にとということについては、現時点では私も同様の疑念というか、懸念を抱いておりますので、国及び事業者に対しては、この点について明確にするようお願いをしていると、このような状況でございます。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 最後、3回目ですので、最後ですけれども、今国のほうで基本計画第5次ですか、策定されていますけれども、先ほどの第二再処理工場の話もそうですけれども、大分その形が変わってきているのかなと。それに加えて、3.11も相まって、少しエネルギーの動向が不透明になっている部分を感じられます。市長が再三言われるとおり、むつ市は国の施策に大分翻弄されてきたという部分もあるのですけれども、何となく今後のエネルギー政策、例えで言うとおかしいのですけれども、使用済燃料の保管の在り方も全く別のものになってくるのではないという、少し危惧も感じます。そうなったときに、果たして本当に中間貯蔵施設が稼働できるのどうかというその懸念も、私個人の考えでは感じてしまうところもあるのですけれども、そういった国の大きな政策との懸念について、市長、今現在そういうことを感じられているかどうか、最後にお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

国の核燃料サイクル事業の中での中間貯蔵事業の位置づけということについては、これはかえって私は重要な位置づけになってくるというふうに理解をしています。これは、六ヶ所の再処理工場がしっかりと稼働するようになれば、サイクルというものの完成が見えてくるわけでありまして、その際に

原子力発電所の中で、プールの中で貯蔵するよりも、やはり乾式で貯蔵するということが、それが安全性が高い。あるいはそれが量が増えてくれば、東京電力あるいは日本原電ということになると思いますけれども、行き先としてむつ市というものの位置づけが高くなっていくということだと思っておりますので、核燃料サイクル全体の在り方の中で、より中間貯蔵事業の位置づけというのはこれから高まっていくと私自身は認識しております。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。6番佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 私のほうからも若干質疑させていただきたいわけですが、先般の青森県議会の一般質問の中で、どの議員ということはいませんが、質問したとき、県の当局のほうで「一般論として立地協定を状況変化により結び直すことはあり得る」というような、軽率で、かつ無責任な答弁をしております。これは、新聞にも載ったと思いますが。誘致して主体的に理解や活動、協議、そして先達の方々が、今日この席にも4名ほど先輩議員方がいらっしゃると思いますが、苦勞して、苦勞してこぎ着けた事業でもあります。そういうことに対する敬意もなしでそういう発言をした県に対して、市長はどのように考えていますでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

立地協定の見直しということについては、まさにゼロからその議論を再スタートするということになりますので、これまでの積み重ね、あるいは議論の経緯、地域の理解というものをないがしろにするような、そういう発言なのかなというふうに思っています。そういった状況になるということは基本的に現時点では想定しておりませんが、ありとあらゆる可能性は今後あるのかなというふうにも考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 分かりました。まずは、設置の自治体にある程度のお話はすべきだと。県が言えるのは六ヶ所だけでしょう。あとはみんな自治体が苦勞して、苦勞して誘致して、いろんな話を言われながらやった部分があるわけですから、そういうところは強くお話ししてもよろしいのではないかと思っております。

また、個別の電力事業者が「共同利用は選択肢の一つ」という大きな見出しで出ておいた事件がありましたが、簡単に発言していますが、このような部分の発言について、そのとき市長は一応対応していますが、再度市長はどのように考えているかをまずお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 個別の電力会社がそれぞれ共同利用ということが選択肢の一つであるというふうな発言をしているということについては、論外であると私は思っています。そもそもそうした、いわゆる共同利用ということについて議論がスタートしているわけでもない、あるいはスタートラインに立っていないということは、立地協定の当事者である東京電力ホールディングスと、それからR F S社が私たちに公開の場で伝えていることだと。東京電力ホールディングス株式会社は、電事連の参画企業でありますし、そうしたところがそもそも議論していないという中で、別の会社が選択肢の一つだと言うことは、これはあり得ないことだと思いますので、どの電力会社がそのような発言したときも同様に、私たちとしてはしっかりとした形で理路整然と反論させていただいている状況でございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 分かりました。毅然とした態度で臨んでいただきたいと思っています。

まずは、いろんな部分の発言、また思惑等々があろうかと思うのですが、ちょっと言葉を、お叱りを覚悟で言わせていただければ、おごっていますし、なめられていますよね。そういうところがいささか憤りを感じる一つになるのではないかと考えております。

先ほども部長のほうから説明がありましたが、また今後において、国のほうや、例えば事業者のほうから、協議しましょうですとか、何かそういうようなムードといいますか、雰囲気といいますか、そのようなものは感じられますでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 特にございませぬ。ただ、佐賀委員が重要な指摘をされていて、一番冒頭の質疑に戻るのですが、県が立地協定の見直しに言及したというのは軽率だというふうにご発言いただきましたけれども、中間貯蔵事業というのは、確かにほかの下北にある核燃料サイクルの事業と違って、むつ市が誘致したのです。杉山市長の時代にむつ市が誘致して、後ろから県がついてきたという事業だと。そこは、ほかの地域の原子力の事業と圧倒的に違うことだと私たち思っているのです。そういう中でいけば、私たちが主体性を持って、この物事について決定していくというプロセスが必要な事業であるということはいえるというふうに思いますので、それを前提にこれから議論を進めていきたいと、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかにありませんか。22番大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男）　これまで中間貯蔵施設の立地から今までの経過の説明を受けましたが、これ一体いつになったら事業者は事業を開始する見込みがあるのか。今まで7回も延期を繰り返しております。全く見当が付きません。R F S社の審査対応については、今年の4月に原子力規制委員会が不適切と批判している報道がありました。スケジュールや管理、説明等、準備が不適切と批判している報道でございますが、結局2021年度の事業者の目標は達成が困難だと思っております。それで、具体的な予定を市としては伺っているのかどうかお尋ねをいたしたいと、このように思います。

また、こうした事業者の事情で施設の稼働が止まっているのは、近隣の自治体も同様であると認識しております。しかし、東通村はふるさと納税の寄附を東京電力から受けております。むつ市も同様に、東京電力に起因する課題に対して苦しい思いをしているのに、そうした支援は特にありません。地元の企業として、また地元とともに歩んでいる事業者の地域の振興その他そういうことについて、市長はどのように考えているのか、この2点をお伺いいたしたいと思っております。

○委員長（富岡幸夫）　市長。

○市長（宮下宗一郎）　お答えいたします。

まず1点目のスケジュールについてお答えをさせていただきますが、情けないことかというか、私たちとしてもふがない、それは自分たちがということですが、部分はあるのですけれども、リサイクル燃料貯蔵株式会社については、具体的なスケジュールを示していない、そういう状況にあるというふうに私たちとしては理解しています。工事計画上、2021年と言っても、もう既に7月ですし、状況を見れば、これができないということでは明らかであります。その先、ではいつできるかということについても見通しがない状況であるというふうに私たちはまず理解をしています。このことは、極めて私としては不本意でありますし、地域の行財政計画を非常にR F S社というのはおろそかにしているのではないかとこのように私自身は考えています。

2点目の東通村のふるさと納税の件、あるいは地域振興の件ですけれども、事業者がどう考えて、どう行動するかというのは、それぞれの事業者の責任でありますので、また他の村のことについて、ここで論ずるということはなかなか難しいのですが、一方で同じ地域の中で取扱いが異なるということについては、これは私自身は非常に理解に苦しみます。私たちのほうは、新税の企画をして、市議会に通していただいて、税率の協議をさせてほしいと言っていて、1年以上たっても税率も言わないという、オープンな議論の中で

は何事も達成せずに、オープンな議論があったのかどうか分かりませんが、隣の村ではふるさと納税が達成されると。このような状況は、少し私には理解に苦しむと、このことだけは指摘をさせていただきます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今市長のお話をお聞きしましたが、なかなかそういう、開始はまだ分からない、そして東通村に対するそういう財政支援その他も、オープンの形なのかどうかという形では、なかなか話が見えてこないということもあります。そういう形で、我々としては、事業者に対して本日のいろいろな議論を伝え、改めてその見解を聞いていく必要があると思います。どうか委員長には、委員会として東京電力及びR F S社から意見聴取を行うことが必要と考えます。その件について、市長からも見解をお伺いしたいと、このように思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私の立場から申し上げられることは、ぜひ皆さんで議論を深めていただきたいということですので、その段取り等でしっかりと協力をさせていただきたいと、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） ただいまの大瀧次男委員の発言で委員長に求められたことにつきましては、後日検討をいたしたいと思います。

大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 一応委員長にはそういう形の中で、我々もしっかりと東京電力、そしてR F S社に対してお話を聞きながら、会議を進めていければと、このように思います。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。8番山本留義委員。

○委員（山本留義） 先ほど佐賀委員のほうから、当時の議員4名という話をされましたけれども、私もその一人でありまして、この説明書の5ページ、皆さん見てほしいのですけれども、誘致表明と背景事情、これが私どもの全てなのです。私ども議員になったのが平成7年です。そのときから赤字財政で、それを何とかしなければならぬ、そうでなければむつ市民の幸せはないと、そういう思いから、様々な市民の声がありました。でも、私ども一政治家として、市民を守るのだという強い思いで進めたわけでありまして。

それで、次の6ページですけれども、皆さん、このグラフ見ても、当時いかに財政が厳しくて、市民に様々な不便、我慢をさせてきたか、想像つくでしょう。その中で、操業開始が2010年、今は2020年、10年間ですと、恐らく200億円近い税が私どもむつ市に入っていたのです。それがいまだに振興策

がどうか、そういう話なのです。とんでもないですよ。本当に日本を震撼させた3.11ありますけれども、理解はするよ。するけれども、その後も私の一般質問でも市長は、事業者から全然そういう説明がないと。私ども市民は何なの。私どもは当時、世界のトップ企業であった東京電力さんに、その会社だったら必ずやきちんと事業をして、そして何かあっても市民のために尽くしてくれるのだろうなど、そういう思いでありましたし、そういう思いを市民に伝えました。10年、私ども市民に何もありません、市長。その辺市長はどのような思いでありますか。見解をお願いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、この10年、失われた10年と言っていいのかどうか分かりませんが、この10年で、本来税収としてどれぐらいあったのかと、2010年に事業開始をすればどれぐらい税収があったのかということについては、恐らく事務方に試算がありますので、私の答弁の後に答弁をしていただきます。

開始が遅れているということについては、東日本大震災があって、福島第一原子力発電所の事故があって、原子力に対する国民の理解、市民の皆様の理解というものがやはり少し様相が変わったということはあると。ただ一方で、本当にこれだけ時間がかかるものだったのかといえば、そうではない要素もたくさんあったはずで、できるならばもう既に完成をし、既に事業が開始しておかしくもない、そういう事業なのだというふうにも思っています。

ただ、一番重要な要素は、福島第一原子力発電所の事故の当事者が東京電力だということで、その中で柏崎刈羽原発が今の時点でもまだ動いていないというような厳然たる事実がありますので、なかなか難しかったのではないかというふうには思います。ただ、審査とか、工事とかということは進んでいたと思いますし、本当に震災の前に事業ができていれば、こういうことにはならなかったのだろうなというふうには私自身は考えているところがありまして、ご質疑にストレートに答えるとすれば、非常に残念なことになっているというのが現状だというふうに理解しています。

○委員長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） 税収の試算につきましてお答えいたします。

仮に2010年度に事業開始、当初の搬入計画どおり搬入された場合、新税を除いた固定資産税のみで2020年度までの10年間で、約20億円の税収があったものと試算しております。また、これに新税の現在の税収見込みを2010年度からの10年間に当てはめて試算しますと、約187億円の税収があったとなり

ますので、合わせて約207億円の税収が得られる見込みがあったというふう
に試算しております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 恐らく市長も知っていると思うのですけれども、6年ち
よっと前に市長がむつ市のかじ取り役になったときに、私当時議長でした。
時あるごとに原発関連施設の東通村はじめ首長が国に対して、3.11以降です
けれども、早期の稼働という形で、東通村なんかは特に強く国に求めています。
私は当時、安全が第一、村民、市民の生活が、安全が第一ですから、
そうではなく、稼働した場合は金を返すから、私どもいろいろ振興策があっ
て、計画があるのですから、国に対して金を貸してくださいと、稼働するま
で貸してください、稼働すれば返しますよと、逆にそういう要望をしたほう
がいいのではないかという、私は当時の東通村の村長さんと話をしました。
大瀧議長が先ほど発言したのですけれども、そういうことなのか、電力から
はそれなりの寄附とかあって、そういうことなのか分かりませんが、
そうすれば一自治体、隣接の村がそういうことをしていただいて、私どもが
一番最初に財政目的で誘致したにもかかわらず、そういうのが一切ないとい
うことは、私本当に残念なのです。市長は、そういう意味では、国全体、ま
た国民のことも含めて、私どもの市民が恥じないような政治を行っている、
それは本当に私はすごいことだなと思うのです。ところが、その反面、私ど
もは市民に対して、その課税分も含めて、核燃料税も含めて期待をさせてい
るのです。それが何にもできない。この私どもは小さいまちの議員ですけれ
ども、政治家として、うそつき、それしか言われたいのです。その辺を思え
ば、市長、関連の事業者にそのときの思いを少しでも感じていただけるよう
な話合いができないですか。その辺の所見をお願いします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 山本委員のお話を聞いていて、そういう点でいくと、
かなり当初のそういった立地にかける思いとか、志とか、見込みということ
について、事業者側の意識というのは薄らいでいると思います。そう言わ
ざるを得ません。というのも、私になってから社長4回替わっていますし、今
回も新税の交渉するに当たっても、担当も替わっているということもありま
す。そうすると、担当が替わるごとに、社長が替わるごとに、一から、また
歴史から勉強してくれと言っても、その当時の熱というのは必ず失われてい
くのです。そういう中に今あるのですが、ただ、今私もちょっとびっくりし
ましたけれども、207億円という試算があると。これもし仮にこの207億円が

あれば、病院はもう建て替わっています、はっきり言って。未舗装の道路だって、もう全部舗装できています。子育ての世帯への負担軽減で18歳以下は医療費無料にできているはずですが、さらに言えば、給食費だって無料にできているはずですが。そういったことが10年前に達成できていれば、今既にできていることが何もできていないというのは、非常に残念ですし、これからはやっぱりそういう様々な市の発展のためにこの事業をどう進めていくのかということのを改めて真剣に考える機会だと思えますし、この放送をR F S社も聞いていると思えます。あるいは新社長も聞いていると思えますので、そういう気持ちになっていただければなど、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 今新税の形の中で市長お話しされました。新税についてはまた発言しますけれども、委員長、委員長も当時の誘致したときの議員の一人として、佐々木肇議員と白井二郎議員いるのですけれども、今市長から当事者の当時の思いが薄れていると非常に残念な言葉がありました。とんでもないですよ、それがそうだとすれば。だから、私どもこの市議会、これは本当に市民のためにある議会です。どうかこの委員会で、その冷ややかな薄らいだものをもう一度掘り起こすような特別委員会で進んでいきたいなということを委員長にお願いして終わります。

○委員長（富岡幸夫） ただいまのことにつきましては、先ほどの大瀧委員と同様に、今後委員会で検討してまいりたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

ほかに質疑ありませんか。2番工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 私は、立地協定を結んだときは川内町民でありまして、詳しいことは分かりません。でも、それこそ今公開されています特別委員会、組織会も含めて14回の議事録、じっくりではなかったのですけれども、一応目を通してみました。そして、その中で、今日の経過の中にはあまり出てこないのですけれども、反対意見も本当に貴重な意見がたくさん出ていたと思うのです。それで、反対意見に出ていたその懸念について、市長はどうお考えでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 工藤祥子委員、過去に可決になって進められてきているものについて、掘り起こすような発言はやめていただきたいと思えます。

○委員（工藤祥子） いえ、掘り起こすつもりありません。この大事な様々な問題を今後どう深めて……

○委員長（富岡幸夫） 工藤祥子委員、このことについてはもはや議題外となります。そして、あなたにはほかの場で、このようなことを発言する場合は幾

らでもあります。ぜひこの特別委員会を進める上でご協力を願いたいと思います。ほかの質疑をお願いいたします。

工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 今宮下宗一郎市長も本当に懸念として申し上げていましたけれども、杉山市長も懸念事項として申し上げていることがあるのです。むつと国との関係で使用済み核燃料をここに置かないということ、法的な措置をすることも考えるべきだというような杉山市長の発言についての感想を伺います。

○委員長（富岡幸夫） 工藤祥子委員、申し上げますが、先ほども言いましたが、ただいまの質疑は当時の杉山市長の発言だということでありましてけれども、それを含めて、可決したものについて、そのことに答えることはありません。

ほかに質疑ありますか。なければほかに質疑…… 3回目です。

○委員（工藤祥子） 今の宮下市長の懸念事項、私はこのことを本当に深めていただきたい、これをきちんと国の措置にも明記するような、そういうことを要望したいと思います。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

これで使用済燃料中間貯蔵事業に関する経緯と現状についての説明に対する質疑を終わります。

次に、むつ市使用済燃料税に関する進捗についての説明に対し質疑に入ります。

ただいまの説明に対し質疑ありませんか。15番佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 税に関しまして、担税力の議論についてちょっとお伺いいたしたいと思います。

担税力の議論を持ってほしいということですが、結局先ほどのように、R F Sの資金構造上、貯蔵手数料に上乗せして実質的な負担は親会社がすることになると思うのですが、その基本的な考え方は変わらないという理解でよろしいでしょうか、お答えをお願いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

そのとおりだと思いますが、ただあくまでも特定納税義務者というのは、課税の対象になる特定納税義務者はR F S社であるというふうに思いますが、ただR F S社自身に担税力というのは、まさに佐藤委員のおっしゃると

おり、収益構造から見て親会社の担税力とイコールになるというふうに考えておりますし、R F S社そのものの担税力を議論するときに親会社の担税力を議論することは欠かせないことだと私自身も認識しております。

○委員長（富岡幸夫） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。

先ほどのお話の中では、ふるさと納税で東京電力、親会社である東京電力があのような形を東通村に動いているというお話がありました。ただ、R F Sの収支計画にかかわらず、やはり本質的には親会社であります東京電力自体がどれくらいの負担をできるのか、またそれが過重とならないのか、そして他の自治体と比べて相対的に過重となっていないか、そうした観点を確かめていく必要が基本的に必要なのではないかというふうに思いますが、その認識でよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 法定外普通税に関する総務大臣の同意要件の中に過重負担というのがあるのですが、それはどちらかというとはかの自治体の課税と比べてということではなくて、会社そのものの担税力が問われるということです。使用済燃料のやり取りの中で収支というものがどうなっているのか、収益構造がどうなるのかということが明らかになれば、その時点でこうした要件というもののその適合性というものが判断できる状況にあるのかなというふうにまず思います。ただ、先ほども申し上げたとおり、そのことはほとんどイコールです。東京電力さんの担税力だと私たちとしては考えておりますし、今回の課税の税率が過重な負担になっているというふうには考えてございません。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 私もそのような形だと認識しております。ぜひともこの新税に関しまして、先ほどありましたように、10年前に締結していれば200億円という金額があるという形になっております。ただ、東京電力等がこのままただらとR F S社を通して延ばしていくようなことにならないように、やはりこれからも、先ほどのお話のようにきっちりとした形でむつ市の姿勢を貫いていただきたいと思います。

ただ、最後に、これきっちりとした形でお話をするという担税力に関しまして、あちらのほうからは一切まだお話がないのかと、またこれからいずれこちらのほうからもアプローチをしていかなければならないとは思いますが、そのような行動の予定等はございますでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

税率の協議へのアプローチですが、今現実に今日報告したとおり、進捗についてということでご報告させていただいたとおり、一定の前進はございますので、協議の中で。そうした中で、税率について向こうからもう既に減免ということが言われておりますので、速やかに向こう側から減免の額について提示があるというふうに理解していますので、そのことを少し、協議の内容を精査しながら待っていきたいと、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。20番浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） いろいろ状況の変化をご説明いただきました。しかし、中間貯蔵施設が、状況の変化はいろいろあるにしても、単なる倉庫で終わることはないという思いがありますので、いずれ使用済燃料は搬入されるということになると思います。

そこで、新税創設手続、総務省との協議についてお伺いいたします。7月10日、東奥日報によれば、「福井県議会、核燃料税引き上げ条例を可決」「今後、総務相の同意を得て11月10日に施行する予定」とあります。総務大臣の同意要件としましては、これまでも何回か言われていることなのですけれども、課税標準等3要件がありますけれども、当然ながら今回のむつ市新税についても、総務大臣の同意要件に合致していると認識した上での提案と考えますが、改めて確認のためにお伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 同意要件の具体的な内容、それがどう適合しているかということについては、事務方から今答弁をさせますが、我々条例を企画立案する過程の中で、北海道大学の米田先生と協議をさせていただきながら、憲法上の論点や地方税法上の論点、そして今回の条例上の論点について、詳細詰めさせていただきました。全く問題なく今回の条例は可決成立しているということは、まずお伝えをさせていただきます。具体的な内容については、担当から答弁をさせていただきます。

○委員長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

具体的内容ということでございます。法定外税、法定外の普通税、いわゆる新税でございますが、こちらを新設しようとする場合は、地方税法第669条の規定によりまして、総務大臣に協議し、その同意を得なければなりません。同法の第671条におきましては、協議の申出を受けた場合には、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、総務大臣は同意しなければなら

ないとされております。その事由は3点ありまして、1点目が国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること、2点目が地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、3点目が前2号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこととなっております。

新税の検討に当たりましては、新税創設の一番大事な部分でございますので、P T内において十分検討を加えたところでございます。私どもの新税は、いずれにも該当するものではなく、同意要件に合致しているものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について、平成15年総税企第179号によれば、留意事項として手続の適正を確保する観点から、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要とされておりますが、これまでに納税者及び関係者に対する理解を得る努力や手順に瑕疵やそごがないかお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） その点については、まず第一に、この条例が可決成立をされて、実際公布施行されるに当たって、特定納税義務者に対しては、法的にはですよ、法的には意見聴取のみが求められています。その法的な意見聴取については、既に私たちは実施をしているということはまず申し上げたいと思います。その上で議会にお諮りして、可決成立をさせていただいています。その上で、今ではなぜ協議をしているかということについて言えば、これはR F S社も地元企業でありますし、課税について納得が、ある程度の、一定の理解と納得を得る形で施行すると、総務大臣協議に持って行って実施するのがよかろうという私たちの判断があるからです。そのことについては、これもまた北海道大学の行政法の権威であります米田先生からもアドバイスをいただいている、できるだけ両者の合意がある中でやったほうがいいと。ただ、それはあくまでも私たちのサービスの一環であって、法的にはもう全て総務大臣協議に持っていける、そういう条件は整っていると私たちとしては認識してございます。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 市長の今お言葉を聞いた上で、納税者や関係者に対し可能な限り説明の誠意を尽くしたと、尽くしているという認識の下で、今現時点で速やかに総務省との協議にもう入ってもいいのではないかと思います。

けれども、その件についていかがでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私自身はずっとそのように考えております。ただ一方で、令和2年10月28日にリサイクル燃料貯蔵株式会社のほうから、新税を通じてしっかりと地元事業者としての責務を果たしていくということが明確に示されました。すなわち、この新税について支払いの意思があるということの確約を受けている状況にありますので、その内容について、税率について、少し議論させてくれということについては、日常のというか、これまでの信頼関係上必要なことだというふうに思っておりますので、私としては今事務方で行っている新税に関する協議、この推移をしばらく見守りたいと、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。22番大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） この新税については、去年の3月に条例、そして税率も決定しております。そして、説明によると29回も交渉しているのだということでございますけれども、そういう結論が達しない。しかし、先ほどの市長の答弁ですと、減免の要請が来て、税に対してはそういう思いがありますよという意見のようですけれども、私は前から聞いているのですけれども、税率に関してRFS社の答えの中で、この税金だと会社が成り立たないというふうな発言もありました。会社が成り立たないということは、全ての収支ができていくという形に思わざるを得ないのですが、では幾らだったら会社が成り立つのかという話合いもない、ずっと今まで29回、交渉に交渉を重ねても、その結果が出ないということでございますけれども、本来であれば2021年に事業を開始するのだという形の中で、たまたまいろいろな事情で事業開始ができないのですけれども、本来であれば2021年度に事業を開始していなければならない。そのときに税率が決まって、そういうしっかりとしたものがない。でも、いまだかつてそういうことが向こうのほうから、減免の要請とかいろいろありますけれども、私はこの向こうの決定については日時をはっきりして、今年10月までには決定するか、11月までに決定するという形の期限を決めてもらったほうがいいのではないかと、このように思っておりますけれども、市長の考えをお聞きいたします。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私、ビジネスをふだんやられている大瀧委員の言うとおりに思っています。どこまで期限を切るかということはあったとしても、期限を切って、議論を進めていくということは非常に重要なことだと思いますので、重要な指摘をいただきましたので、しっかりと参考にさせてい

ただきたいと存じます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。19番佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 説明資料によりますと、現在新規制基準の設工認の最中という資料でありますけれども、この設工認の取得すら現在まだしておらず、さらにはまだ安全対策工事、そして安全協定の締結などのプロセスがまだまだあり、当初予定しております今年の事業開始予定は当然困難であると認識しておりますが、事業開始が遅れることにより、市の財政計画や市への影響等について伺います。

これまでの説明によりますと、事業開始時期を7回も延期してきたとの説明であります。さらにはまた、仮に当初の計画どおり2010年に施設が完成して稼働したとすれば、先ほど山本委員が質疑したとおり、約207億円ですか、の税収というふうな説明がありましたが、新税がなかった場合と新税があった場合、それぞれの考え方、市の考え方を改めて伺います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先ほど答弁したのを私も聞いていたのですが、2010年に事業開始をして、当初の計画どおり搬入された場合、固定資産税のみで10年間20億円の税収があったと、これに新税が仮にあったとすると187億円の税収があって、合わせて207億円の税収があったということですが、ただこれは、この数字というのは大きいのですか、小さいのですかということ、実は新税という不確定な要素はあるにしても、交付金とか、あるいは2棟目が建設されていればということになれば、もっとももしかしたらプラスになっていた可能性もあると。額として200億円が大きいか小さいかということ言えば、私たちの財政規模から見ると大きく感じるかもしれませんが、青森県は下北半島の施設で税収だけで毎年200億円ということになっていきますので、これと比較して毎年20億円ということであれば、その規模は私が論ずるまでもないというふうに思いますし、何かすごい、捕らぬタヌキの皮算用しているということでもないということは理解をしていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今市長が言いましたけれども、200億円が多いのか少ないのか、もちろん私どもも分かりませんが、確実に言えることは、見込んでいた税収が先送りになるということは、当然私どもが一番当てにしているといえますか、地域振興ですね、この地域振興に対する遅れということ、それに対する、損失に対しまして、R F S社に対しまして何らかの責任を取らせるべきではないかと私は考えますが、市の考えを伺います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

そうは言ってもというか、そもそも誘致した企業ですし、地元企業でありますし、市政発展のパートナーであるということにR F S社は変わりはないと思いますので、責任を取らせるということはないというふうには考えています。ただ、こうした状況を理解しているのかどうかということからスタートしたと思うのです。しっかりと理解してほしいと。操業開始の遅れを軽々に言わないでくれということだと思っているのです。それが仮に1年だろうが、2年だろうが、そうすると地域のありとあらゆる計画が1年、2年延期になるというふうな、そういう実態が実はあるということだというふうに理解をやっぱりしてほしいと思いますし、何よりも早期の事業開始というのが地域振興への協力になるということだと思います。また、るる皆様からもありましたけれども、そういう観点でいけば、税率を示すということがあったとしても、それは今後の私たちの行財政計画の前提になるわけですから、それも大きな未来への地域振興への寄与になるということだと私は考えています。ですから、そうしたことを深く自覚していただいて、今後事業を進めていただきたいと思っておりますし、そのことについては議員の皆様にも足並みをそろえて主張していただきたいと思います、このように考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） これまで私は物すごく違和感持っていたのは、市の財政需要に対するR F S社からの質問項目です。先ほどの説明によれば、59もの質問項目があったと。市で今の財政需要に関して無駄なものは一切ないと私は思っています。今のR F S社からの質問項目に対しましては、違和感といたしますか、腹立たしさすら覚えております。

それはさておきまして、財政再建のために誘致を決定した先人たちの思い、現むつ市議会としても当然意を酌んでいくべきと思っております。これまでの経緯を踏まえまして、もちろん市の対応にも限度があるものと理解しております。今後むつ市議会としても強く行動していくべきと思いますが、市長の考え、思いを改めて伺います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

新税の委員会が始まる時にも申し上げたのですが、やはり市民の皆様の豊かさや市政発展というところでは、手法は様々ありますけれども、共通の思いを持っているのがここにいる私たち政治家だというふうに思っています。そうした中で、今回もう既に事業をするということで決まっている、様

々な懸念はあって、その懸念は解消しないといけないと思いますけれども、やる事が決まっている事業についてしっかりと期限どおりに事業を進めていただいて、それに対する私たちの様々な行財政計画を進めるということは、これは必ず必要なことだというふうに思っていますので、どうか皆様もご理解とご協力をお願い申し上げたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。8番山本留義委員。
- 委員（山本留義） 財務部長からは、新税の説明がありました。3月までと今回の説明と全然態度が変わってきたような感覚を受けるのです。というのは、2ページ、お互いに歩み寄りながら協議を進めていきたいというような発言があるのです。実は、昨年12月の福井県議会で、40年以上たった原発を動かすことは反対だったのです。そして、地域振興策があるならばというような新聞報道もありました。そうしたら、3月定例会で動かすことに県議会は賛成したのです。その背景を見ますと、国は40年以上経過した原発を動かすに当たって、25億円もの振興策を打ち出したのです。今2期目ですから50億円。そしてまた、先ほど大瀧委員が言ったように、使用済燃料の単価を上げたということがありました。私は、リサイクルとの話合いの中で、そういう裏の世界もあったのかなと危惧するのです。ですから、これから私どもむつ市の振興策に当たっては、きちんとその辺も踏まえながら進めていきたいと思っておりますけれども、市長部局の考え方をお伺いします。
- 委員長（富岡幸夫） 市長。
- 市長（宮下宗一郎） この核燃料サイクルの事業を地域で進めていくに当たって、私は一番大切なことは透明性の高いプロセスで進めていくことだというふうに思っています。ですから、市民、住民の皆様にとって一点の曇りもない形で物事が進捗していくと、停滞するのではなくて進捗していくということが大事だと。その過程の中において、交付金の話や新税の話が出ていって、結果それでむつ市がよくなりました、市民の皆様が暮らしがよくなって、幸せになっていきましたという姿だけが大切で、何かちょっとよく分からない裏の動きとか、あるいは何か分からないけれども、交付金がたくさん来たという世界は、これはなかなか今の時代というか、そういうのにはふさわしくないと思っておりますし、私のやり方として、それは政治家の矜持としてできないということだと思っております。その結果として、うまくいっていないということなのかもしれませんけれども、それはそうではないと私は理解しています。
- 委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。
- 委員（山本留義） 市長の政治信条は、私は分かっているつもりです。でも、

私ども、先ほどもありましたけれども、市民を考えると、自分の考えですよ、3月までのやり取りと、これを見れば結構変わってきたなという思いがあるものですから、そういうことに振り回されることなく、むつ市の思いをきちんと説明して、前へ進めてもらいたいなという思いからでありますので、よろしくお願いします。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で本日の報告に対する質疑を終わります。

最後に、次回の審査内容についての協議となりますが、このことについてご意見等ある委員はご発言願います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 特に発言がありませんので、次回につきましては、むつ市使用済燃料税等に関する動向を注視しつつ、先ほどの意見を踏まえ、適切な時期、内容により審査することで正副委員長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのようにいたします。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会は、これで散会いたします。

（午前11時38分 散会）

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会

委員長 富岡幸夫